

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第8号

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。  5 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。  (助成の要件) 第3条 市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用を助成する。	(定義) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。 <u>(第6項に規定する特定対象者を除く。)</u> 5 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 <u>(次項に規定する特定対象者を除く。)</u> をいう。 6 <u>この条例において「特定対象者」とは、子どものうち成年に達した者又は婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。</u> (助成の要件) 第3条 市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用 <u>(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)</u> を助成する。 2 <u>市は、特定対象者に対し、その者に係る医療</u>

<p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(助成の範囲)</p>	<p>に要する費用（入院に係るものに限る。）を助成する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。</u></p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(助成の範囲)</p>
<p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額（以下「子ども医療費」という。）を助成する。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証)</p> <p>第5条 第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、<u>当該医療に要する費用の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交</u></p>	<p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療（<u>高校生等又は特定対象者については、入院に限る。次項において同じ。</u>）に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を<u>子ども医療費として</u>助成する。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証)</p> <p>第5条 第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、<u>子ども（高校生等を除く。）に係る医療に要する費用の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以</u></p>

<p>付の申請をしなければならない。</p>	<p>下「受給者証」という。)の交付の申請をしなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、高校生等が、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）を納付する義務がある場合又は成年に達した場合は、当該高校生等が受給者証の交付申請をすることができる。</p>	
<p>3 第3条の規定は、前項の交付申請をした高校生等について準用する。この場合において、同条第1項中「保護者に対し、その監護する子ども」とあるのは、「第5条第2項の交付申請をした高校生等に対し、その者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>4 市長は、第1項及び第2項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</p>	<p>2 市長は、前項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</p>
<p>5 &lt;省略&gt; (助成の方法)</p>	<p>3 &lt;省略&gt; (助成の方法)</p>
<p>第7条 子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p>	<p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費（高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費を除く。）の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費（入院に係るものに限る。）の助成は、当該高校生等の保護者又は当該特定対象者の申請に基づき、当該申請した者に対し支払うことにより行う。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による子ども医療費受給者証の交付及びこれに係る手続その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定による子ども医療費の助成は、施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

- 4 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし <u>ない</u> 。 (1)及び(2) <省略> (3) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療を	(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし <u>ない</u> 。 (1)及び(2) <省略> (3) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療 <u>（</u>

受けることができる子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受けることができる者

(4)及び(5) <省略>

15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども（第1項第4号に該当する者を除く。）に係るものを除く。）を受けることができる子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受けることができる者

(4)及び(5) <省略>